

瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、瀬戸市における住民の生活に必要な旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため瀬戸市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民団体又は市民の代表

2 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(運賃料金協議会の運営)

第4条 運賃料金協議会に会長を置き、前条第1号に規定する構成員をもって充てる。

2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 運賃料金協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委員から代理者に書面による権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

- 5 前項ただし書きの規定は、第3条第4号の規定により任命又は委嘱された委員については適用しない。
- 6 運賃料金協議会の議事は、全会一致を原則とするが、全会一致が成立しない場合においては出席者の4分の3以上の同意により決する。
- 7 運賃料金協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障をきたすと会長が認める場合には、非公開とすることができる。
- 8 運賃料金協議会の庶務は、瀬戸市都市整備部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

- 第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 会長は、運賃料金協議会において協議が調った事項について、瀬戸市地域公共交通会議に報告するものとする。

(委任)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。